

註 生活費と消費者所得の均衡  
以上の原則的要綱より次きの通り具体的政策は定めらる。

八、米穀生産者

稲の耕作 収穫 脱穀等は各農民の経営に委し 農業は協同団体的経営と科学的改良の促進を圖ること

九、米穀の買上り

政府は毎年收穫期に於て一定公定價格を以て買上りを行ふ  
買上り米は全生産額とす

註 自家用米を除くことは趣旨の徹底を欠く

買上りの代金は米穀証券を發行し交付す  
この証券は特殊の保護を受く

註 証券發行の物價への影響は別な対策を講ずべし

三、買上り米の貯蔵保管と運送

各市町村又は一定地域ごとに米穀倉庫を設置し 地方自治体 産業組合等に  
特殊保管を命ずす

米穀の運送は鐵道を鉄 自由車 船舶等によつて公定のものに 運賃とし和  
のものに 最低の補償を爲す

四、米の配給

米の配給は口量とし中央より地方の細部に至る迄段階組織を以て事務を執行す

五、買上並に配給價格

政府は毎年米穀米價を基準に一般物價口民所得 口消費を斟酌して買  
上並に配給米價を定む